

製造たばこの小売定価の認可の申請等
に伴う輸入価格確認事務取扱要領

蔵関第 320 号	改正 財関第 794 号
昭和 60 年 3 月 27 日	平成 18 年 6 月 30 日
改正 蔵関第 561 号	改正 財関第 893 号
平成 4 年 6 月 19 日	平成 19 年 6 月 29 日
改正 蔵関第 297 号	改正 財関第 784 号
平成 7 年 3 月 31 日	令和元年 6 月 13 日
改正 財関第 395 号	
平成 18 年 3 月 31 日	

輸入製造たばこの小売定価の認可の申請（たばこ事業法施行規則（以下「規則」という。）第 30 条）及び輸入製造たばこの小売定価の変更認可の申請（規則第 31 条）の際、税関長による輸入価格の確認事務等については下記のとおり実施されたい。

（趣旨）

たばこ事業法の施行に伴い、小売定価認可申請書等に記載された輸入価格について、あらかじめ税関長が確認を行うこととされているところから、その取扱いを定めたものである。

記

1 小売定価の認可の申請時の確認

(1) 提出書類

輸入価格の確認を受ける場合には、税関長に対して次の書類各 1 部を提出させることとする。

イ 製造たばこ小売定価認可申請書（以下「認可申請書」という。）及び同副本（規則別紙様式第 30 号）

ロ 製造たばこの仕入書、契約書その他輸入価格の決定のために必要な書類（以下「仕入書等」という。）

なお、上記の書類を提出する際には、輸入価格の計算方式を記載した計算書（別紙様式又は適宜の書面による。）を添付させることとする。この場合、関税法施行令第 4 条第 3 項の規定に基づき包括申告書が提出されているときには、当該包括申告書の写しの余白部分に輸入価格及びその計算方法を記載させることとして差し支えない。

(2) 提出先

認可申請書、同副本及び仕入書等は申請者の主たる事務所の所在地を管轄する税関長（業務部首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税関にあっては関税評価官。（4）において「首席関税評価官等」という。））に提出させることとする。

(3) 認可申請書の処理等

認可申請書及び仕入書等に基づき輸入価格が適正に計算されたものであると認められる場合には、「税関確認欄」に審査印を押なつし、認可申請書を申請者に返却する。

(4) 認可申請書の輸入予定地税関への送付等

上記(3)により処理した認可申請書について、その確認を行った税関（以下「確認税関」という。）以外に当該認可申請書に係る輸入予定地税関（以下「関係税関」という。）がある場合には、確認税関は当該認可申請書及び計算書（又は包括申告書）の写し各 1 部を関係税関の本関（業務部首席関税評価官等）に送付する。

2 小売定価の変更認可の申請時の確認

(1) 提出書類

輸入価格の確認を受ける場合には、税関長に対して次の書類各 1 部を提出させることとする。

イ 製造たばこ小売定価変更認可申請書（以下「変更申請書」という。）及び同副本（規則別紙様式第 31 号）

ロ 上記 1 (1) ロに準じて取り扱う。

ハ 上記 1 (1) なお書に準じて取り扱う。

(2) 提出先

上記 1 (2) に準じて取り扱う。

(3) 変更申請書の処理等

上記 1 (3) に準じて取り扱う。

(4) 変更申請書の輸入予定地税関への送付等

上記 1 (4) に準じて取り扱う。

3 留意事項

新制度の円滑な運営を図るため、輸入価格の確認を行う場合には輸入者に対して、必要な資料の提出等について十分指導を行うこととする。

なお、認可申請書又は変更申請書の輸入価格の確認は、税関に提出された仕入書等に基づき行われたものであり、仕入書価格以外に他に貨物代金として別払いがある場合には、事後、輸入価格が変更されることとなるので留意されたい。